



国海査第 66 号の 2
平成 24 年 6 月 26 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成 24 年 6 月

船舶検査の方法の一部改正について

1. 背景

平成 22 年 5 月 17 日に策定された国土交通省成長戦略において、優先して実施すべき事項として「外航海運の国際競争力強化」が掲げられており、これに関連して一般社団法人日本船主協会から、外地における GMDSS 救命設備の検査の簡素化の要望があった。当該要望について関係機関と供に検討した結果、今般、EPIRB 及びレーダー・トランスポンダーの中間検査時において、陸揚げ整備に代えて船上で整備を行うことができる場合を一部拡大することとした。

2. 改正の概要

(1) EPIRB に対する改正

- 第 2 種中間検査時においては、セルフテストモードによる発射電波を利用した整備を選択肢として追加する。
- EPIRB の ANNUAL TESTING に係るガイドライン (MSC/Circ.1040) の規定を踏まえ、第 1 種中間検査 (旅客船を除く。) 及び第 2 種中間検査時には、121.5MHz の電波の検査は不要とする。

(2) レーダー・トランスポンダーに対する改正

- 第 1 種中間検査 (旅客船を除く。) 及び第 2A 種中間検査時においても、第 2B 種中間検査時と同様、無線従事者の資格を有する乗組員の立会いがあれば船上で整備が可能となるよう措置する。

(3) その他所要の改正を行う。

3. 適用時期

本通達日から適用する。